

平成30年第4回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

平成30年12月10日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第 4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 北谷文夫君  
 委員 増井浩一君  
 増山裕司君  
 佐々木政幸君  
 水島美喜子君  
 沢田広志君

副委員長 武田真君  
 委員 多比良和伸君  
 中道博武君  
 武田圭介君  
 辻勲君  
 小黒弘君  
 (議長 飯澤明彦)

○欠席委員 (0名)

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
教育長	高橋豊
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長 兼会計管理	熊崎一弘
総務部審議監	近藤恭史
総務課長	東正人
市長公室課長	安原雄二
政策調整課長	井上守
庁舎建設推進課長	畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監	徳永敏宏
会計課長	大西俊光
市民部長	大峯田和興
市民生活課長	佐藤哲朗
税務課長	堀田一茂
保健福祉部長	中村一久
社会福祉課長 兼子ども通園センター所長	斉藤隆史
介護福祉課長 兼ふれあいセンター所長	吉川美幸
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治

商工労働観光課長	為 国 修 一
商工労働観光課副審議監	岩 淵 真 里 子
農 政 課 長	小 林 哲 也
建 設 部 長	湯 浅 克 己
建 設 部 技 監 長	荒 木 政 宏
兼 土 木 課 長	
土 木 課 副 審 議 監	金 泉 敏 博
建 築 住 宅 課 長	金 丸 秀 樹
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	洪 谷 正 人
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監 長	
兼 医 事 課 長	山 田 基
管 理 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	洪 谷 和 彦
地 域 医 療 連 携 課 長	山 川 和 弘
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	細 川 仁

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	安 田 貢
学 務 課 指 導 主 事	松 田 安 弘
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	今 崎 大 三
兼 図 書 館 長	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	東 正 人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本委員会の事務に従事する者

事	務	局	長	和	泉	肇
事	務	局	次	川	端	人
事	務	局	主	山	崎	彦
事	務	局	係	渡	部	樹

開会 午後 2時38分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には武田真委員を指名します。

休憩 午後 2時39分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 2時39分

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市移住定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算、議案

第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の19件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて債務負担行為補正及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括で審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第3号 砂川市下水道事業の設置等に関する条例の制定についての審査に入ります。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、議案第3号について伺いますが、先ほどの総括質疑で趣旨等はわかりました。老朽化した施設の更新が抜き差しならない状況になってきたということだと思っておりますが、そこで関連するのですけれども、先ほどの答弁であったと思うのですが、下水道経営戦略がございますが、平成29年3月にこれが出されているわけなのですが、当然今回の条例改正に伴いまして、例えば固定資産台帳とかがもう既に作成されていると思うのですけれども、それに伴い、経営戦略の中身も変わってくるのかなと。実際その中を見ていきますと経営戦略の中身も空白の項目とかございますけれども、これは当然埋まってきて、今回の改正に伴って経営戦略の中身も当然変化していくのかなと理解しているのですけれども、その辺はどうなっているのかを確認したいと思います。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 経営戦略につきましては、これから作成していく形になるかと存じております。まず、ここ2年ほどで資産の状況を把握させていただきました。それにつきましては、これから計上させていただきます減価償却費、それから長期前受け金、それから補助金、出資金等の形でこれから入れていくものでございますので、それに向けての準備を進めているところでございます。29年につくりました経営戦略につきましては、これから内容を見ていきながら中身を精査していきたいと考えているところでございますが、ただ当面につきましては施設のライフというところではまだまだあるところでございます。三十数年でございますので、本格的な管渠の更新というのはいま少し先になると思っておりますので、そういうような形で経営戦略の見直しにはもう少し時間があるのかなと考えているところでございますので、そちらのほうについてはこれから検討していきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、その後スケジュール的な問題なのですけれども、固定資産台帳とかはもう既にデータはあると思うのですけれども、それを現在の既にある計画等

にのせて更新していくという形になっていくと思うのですが、スケジュールの見通し的なものはどうなっているのか。そして、先ほども総括質疑でもありましたけれども、市民にわかりやすい形での報告ということになっていきますと、そうしたデータというのは必ず必要になってくるのかなと思っているのですけれども、そうしますと新たな制度の中での経営的な市民に示すべき将来像も含めた形のスケジュール的な部分をもう少し詳しく伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 新年度から企業会計に移行するという形で今準備を進めているところでございますので、今調べました資産につきましては、先ほどもお話しさせていただきまして、減価償却に充てる部分、それから長期前受け金というようなところで、まずは予算を組み上げるのに使わせていただきまして、予算を組み上げたところで、今度財務諸表等の形のものを見ていきながら、予算で上げていくのか、決算で上げていくという方法もあるかと思っておりますけれども、それらも検討しながら、わかりやすい形で市民の皆さんに、それはこれからの形になるのですけれども、経営状況の開示というものを考えていきたいと思っておりますのでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、来年度の決算といたしますか、再来年になるのですか、そのあたりにはもう既に新しい会計制度の数値を踏まえた形の報告といたしますか、経営分析的なものが示されてくるということで理解していいのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今経営戦略の見直しの関係のお話がございました。今回公会計制度になりますので、いろいろな分析ができると思っておりますので、そちらについては早急な対応が必要なのかなとも思っておりますけれども、今国のほうから入っている情報によりますと、国のほうが全国の自治体に向けて経営戦略の策定を求めているところでありますけれども、その策定状況等もできていないところもある。それらを踏まえながら、今後これらのインフラについてはもっと長期な経営戦略を立てる必要があるのではないかとということで、これが今総務省の研究会のほうで議論がなされております。その場合については、極端な話30年から50年先の経営戦略の策定等も、今ガイドラインをつくって各自治体にそれらの策定についてどのように求めていくかという検討も進められておりますので、現状の経営戦略の策定の更新もあろうかと思っておりますけれども、それらのタイミングを見ながら、そちらの長期のほうを作成しなければならないのであれば、そちらのほうに置きかえる、それらも含めながら、できるだけ早期の経営戦略の更新はしてまいりたいと思っておりますのでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私は1点だけなのですけれども、下水道事業の設置等に関する条例の第

5条で職員の賠償責任の免除の規定があるのですが、これは全道各地の同じような条例を見ると結構下限を設けているところがある。つまり金額何万円以上に関しては議会の同意を得て免責することができるということになっているのですが、砂川市はこの規定がないということはある意味厳しいような形で規定しているのかなと思っているのですけれども、その辺の考え方について伺いをしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 第5条の賠償責任の免除でございますけれども、大抵のまちにつきましては今委員さんがおっしゃられましたとおり下限値を設けていて、何万円以上の場合には議会の同意を得るといような形になっているのですが、うちにつきましては今の下水道の状況からいきまして、料金徴収につきましては水道企業団にお願いしているというようなところもありますので、中身的に考えてみますとそうそうこれに該当させるものはないだろうということで、今の地方自治法の普通の職員と同じような形で、賠償責任につきましては下限値を設けなくて議会の同意を得るとい形にさせていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁にもあったように、こういったような規定が適用されることは想定しがたいのですけれども、あつては困ることなのですけれども、ただこうやって下限値を設けないというのはある意味職員の皆さん方がみずから律するということではすごく厳しい姿勢なのかなとは思っておりますし、こういったようなものに今後新たに下限を改正して入れるといったようなこともなかなか難しいと思いますので、初動でこのような厳しい形をとったのであれば、今想定されていないというお話でしたけれども、さりとて人間ですから、いろんなミスとか、複合的なものも重なるようなこともあろうかと思っておりますけれども、それでもしっかりと職責を果たしていただいて、こういったような規定が使われないようにというのを申し添えて、私の質疑を終えたいと思います。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 総括質疑でもお話を聞いて、どういうメリットがあるのだという話を聞いたわけですが、その中で2つ印象に残っているのは、国からの財政支援があるということと、消費税にとってよい結果になるのだというようにことだったのですけれども、今の段階でどのくらいの財政支援、どういう場合での財政支援、まずその辺はどうなのでしょう。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 公営企業会計へ移行するための起債でございますけれども、こちらにつきましては公営企業会計債という起債が適用になりまして、委託している事業費の全額をその起債で見いただいているというところでございます。また、それにつき

ましては元利償還ということで交付税措置もされているというようなところで、そういうメリットがあるというところでございます。

それと、もう一つ、消費税につきましては、今年度の平成30年の一般会計繰入金でございますけれども、2億600万円ほど計上させていただいているところでございます。これにつきましては、今ほとんどが消費税の対象となる経費ということで扱われているところでございますけれども、企業会計に移行することによりまして、消費税法の規定によりましてこの部分につきまして出資金、それと減価償却に充てる補助金、これは充て方につきましては今検討しているところでございますので、額等は申し上げることはできないのですが、こういうものに充てることによって節税効果が図られると言われておりますので、そういうようなところからも節税効果があるのではないのかなと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘議員 下水道会計にとっていいという意味ですよね。繰入金の2億に今現在消費税がかかっていて、それを払っているということで理解していいのですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 消費税の計算の中では、今年度当初予算では約2,600万ほど消費税を計上させていただいているところでございますけれども、2億という中身につきましては、全額ではございませんけれども、大半の部分につきましては消費税の対象になるというような経費になっているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 条例を超えてしまうのかなとちょっと思っているのですけれども、これは市民にとってもメリットになり得る可能性はあるのですよね。今の数字でいくと2,600万円ほどがこの会計を取り入れることによってよい状態になると解釈をしているわけですよね。今度下水道の使用料は、8%から10%になるのに条例の改正をしますよね。だとしたら、そこを差し引いて、下水道の関係は使用料を上げないという手もありますよね。それでこそ今回の公営企業会計を取り入れることによる住民に対する大きなメリットになるのではないかとも思うのですけれども、そんなことを考えたことはないのですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 消費税は先ほど総務部長が申し上げたとおり来年10月から適用ということでもう決まっているところでございますけれども、こちらのほうの企業会計による節税効果というのは現在それについての検討を進めているところでございますので、まだそこまでは至っていないというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 消費税の増税を諦めてということでもあります。今回の消費税の

節税効果は、今算出しているところですが、一般的に言われているのは恐らく数百万単位ではないかという言われ方をしております。ですが、こちらについては詳細を今予算編成の中で検討しておりますので、なかなかお示しすることはできませんので、予算の段階では一定程度お示しできていると思っております。先ほどの総括質疑の中でもありましたけれども、料金収入が減少しているような状況でございます。人口減少もありますし、また今でいいますと節水の設備等がございますので、下水道の使用料は当然減少しているという状況でございます。それらを考えますと、新しく公会計になりますので、先を見据えた経営をしていかなければならないというところを考えますと、今回の効果の出たものを今後それらの資金をもとに更新の費用に充てるですとか、そういう考え方をして長期の安定的な公営企業としての下水道会計を運営する考え方を持たなければならないというのが現状私どもの考え方でありまして、短期的に今回消費税を上げずに負担の軽減を図った場合につきましても、将来的にそれがどのように結びつくのかというのもございます。現状といたしましては、なかなか厳しい経営環境にありますので、それらの部分も見据えながら、まずはそれらを蓄えながら、将来的に安定的な経営ができるような、そういうような形に持っていくのが私といたしましてはよい方向なのかなと考えておりますので、現状といたしましてはそのような方向で検討を進めているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市特別会計条例の全部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市墓地条例の全部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 何点かあるのですが、まず4ページで使用許可の取り消しで、今回使用権の消滅の規定を統合して使用許可の取り消しにしたのですが、この2号で所在不明になってから10年を経過したとき、これは使用権消滅の規定をそのまま持ってきたのですが、使用者が所在不明になって、誰が管理しているかわからない状態になってから期間が経過しているというのは、行政にとっても10年という期間は長いのかなと思うのですが、これに関してはいろんな考え方があるのですが、今回10年でそのままいこうとしたような理由というのをまずお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 使用許可の取り消しの所在不明の10年ということでございますけれども、7年で失踪の時効というのがございますけれども、さらに債権の10年という考えもございまして、実際にやっている市町村におきまして7年ですぐ物をどけるというような考えは持っていないようでございまして、ある程度の年数は持っていくということで、債権の10年ということもございまして、10年ということで定めているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁に出た一般的な債権の消滅時効の10年という考え方もできるのですが、確かに失踪宣告というような話が出て、失踪宣告だと普通失踪の場合は7年を経過すれば失踪宣告の申し立てをすれば死亡したものと擬制されるわけでありまして、その後仮に生存していることが判明したとしても、失踪宣告を取り消せば失踪宣告前に行った行為に関しては善意であればそれは有効なものとして扱われるので、行政として所在不明の期間が長いよりは一年でも二年でも短いほうが本来であればいいのかなと。答弁に出るようですから、私も調べましたけれども、全国的に墓地条例の中を見ると、失踪宣告に合わせて7年と規定しているようなところもありますし、今回は先ほど答弁にあったように一般債権の消滅時効の10年というお話でしたけれども、これに正解はないのです。だから、公法上の債権の消滅時効である5年と規定しているところもありますし、こういった根拠かわからないですけれども、3年と規定しているところもあります。ただ、余り短いと、墓地を使用している人が後に親族等が判明した場合に、既に使用許可が取り消されて改葬されているといったような不利益になっても困りますので、最低限5年から10年の幅で検討する必要があるのかなと。これは見解の相違ですので、正解、間違いと

いうのではないのですけれども、時代を捉まえて、行政も不安定な権利関係の中にあるよりは、いろいろと状況を見ながら、ここの年数といったものも当然改正できるわけでありますので、その辺は柔軟に今後検討していただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺についていかがお考えになりますか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 7年の今後の柔軟的な考え方ということでございますけれども、実際10年たった後、例えば7年たった後におきましても、お墓を改葬するというような場合には、遺骨については埋葬法に伴って改葬できますけれども、お墓自体というのは個人の建てた方の所有ということになりますので、実際すぐ手をつけられるような状態には現実にはないということでございますので、7年というよりは10年というところで今後も進めたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、7ページの27条の2号なのですけれども、ここも年数なのですが、これは9月の議会でも触れましたように、使用許可を受けたときから1年を経過した焼骨の埋蔵がないときには使用許可を取り消すことができる。できる規定ですけれども、行政が定めている場合にはやっぱり重いものがありますし、人の死ぬ時期というのは選べないわけでありますから、1年という期間が短いかなと思うのですけれども、この辺というのは条例を今後運用していくに当たって大丈夫なのかどうか、合理的な説明を伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 使用許可を受けた日から1年経過しても焼骨の埋蔵がないときは取り消すということで規定しておりますけれども、現実的に申し込みを既に受け付けておりますけれども、申し込みの段階で、その申し込みを実際にされる以前の相談の段階から納骨日というのはお伺いしながら、申請書には納骨予定日を記載していただいている状況でございます。ですので、1年ということでも、例えば冬を越すようなことがございまして、納骨日を決めた中で申し込みいただいて納得いただいているということで、このあたりは1年ということの問題ないかと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これも今後運用が、まだ今年度から始まったばかりですから、今後の状況を見据えながら柔軟に対応していただきたいと思います。

それから、本則の最後なのですけれども、一般墓地と合同墓を今回墓地条例の中で規定することになりました。一般墓地の場合は、条件に違反したりとか使用許可に違反した場合には原状回復をして、その費用を徴収するといったことができるのですけれども、合同墓に関しては、よその自治体では、一回骨を入れてしまうと分骨ができないものですから、

過料の規定を設けて、きちんとした手続にのっとらない方がルール違反をした場合には、ある意味制裁的というか、秩序罰的なものでありますけれども、過料を取るような規定を置いて担保していると。今現状の砂川市の条例を見ると、余り考えられないとはいいなながらも、必ずないとは言えない使用許可を受けていない方、あるいは不正に使用許可を受けた方の骨が合同墓の中に入れてしまわれた場合に何もとり得る手段がなくなってしまうのです。一般墓地の場合は、先ほど言いましたように原状回復を命じて、かかった費用を徴収することができるのですけれども、合同墓の場合はそういったようなことはできないので、この辺は市としてどう対応していこうとしているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 合同墓の使用に際しまして不正な手段で利用した場合ということでございますけれども、申請に当たりましては火葬許可証あるいは改葬許可証を添付して申請することになってございますので、そちらの遺骨をお持ちいただいて、職員あるいは委託している業者立ち会いのもと納骨するというような形になっておりますので、現在のところはそちらの罰則等のことは考えていないところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、結果的にそういうような人が発生して入れてしまったときに、罰則は考えていないというのはいいのですけれども、回復ができないような状態になってしまうと。一方で、きちんと手続に従って使用許可をもらってお金を納めた人との間で差が生じるのはよくないですし、そもそもルールを守らない方が出てきた場合にそれに対して何もとり得ることができないといったことも今の状況ではあり得ますので、その辺罰則的なものが設けられないのであれば、入れるときの確認等を徹底するなり、未然に防ぐしかないと思うのですけれども、その辺どう対応しようしているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 今ほどのお話と同じような形になりますけれども、合同墓の利用に際しましては受け付けの段階から十分審査した中で利用していくということで考えておりますので、管理的にも鍵をかけて管理をしているということで、勝手に入れられるというような状況にもなってございませんので、このような状況で進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 一旦入れてしまってもう取り返しがつかないので、その辺は施錠をしっかりしていただくこともさることながら、許可の確認、間違っただ骨が混入しないようにといったことは徹底してやっていただきたいと思います。

それから最後に、今回規則が附属説明資料としてくつついてきたのですけれども、ちょっと気になるのは、規則の12条の1号で火葬許可証、改葬許可証、または収蔵証明書と

いうのがあるのですけれども、これはほかのお墓から持ってくる場合に添付する書類という理解でよろしいのかどうかの確認なのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 火葬許可証、改葬許可証、または収蔵証明書ということで、収蔵ということがございますので、お寺に納骨されている方が持ってくる場合の証明書ということで、こちらを添付していただくということになっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 合同墓の関係の使用者の資格、第21条なのですけれども、その2号です。死亡時に本市に住所を有していた者または、このまたはの後なのですけれども、住所を有していた者と同等であるというのはどんなイメージをすればいいのか、ちょっとお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 今回追加、もともと規則に入れておりましたけれども、今回条例に全部改正ということで持ってきました同等である者ということでございますけれども、こちらは基本的には死亡時に本市に住所を有していた者というのを条件にしておりますけれども、施設に入る等、砂川に長くおられた方で例えば市外の介護施設、あるいは何かの施設に行かれた場合、直前に転居された場合等でもし亡くなった方がいれば、それも市に住所を有していたと同等と認めるというようなことを今想定しているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それはわかったのですけれども、使用者の資格というのは、合同墓を使用することができる者は埋蔵しようとする焼骨を所持している者ですよ。ということは、死亡時に本市に住所を有している者というのは死んだ人ですよ。死んだ人に使用者の資格があるということではないですよ。ここのところはどうか解釈すればいいのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするという方なので、亡くなった方の骨を納骨しようとする方という、おさめる方の条件を示しているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 1号です。本市に住所または本籍を有する者は、埋蔵しようとする焼骨を持っている人が本市に住所または本籍を有する者でいいのですよね、わかりました。

それで、もう一つなのですけれども、使用料の免除の関係で、市長は本市に住所を有する者のうち、生活保護法の規定によるということなのですけれども、ここはあくまでも焼骨を持っている人が本市に住所があって、生活保護法等の規定で生活扶助を受けている人が免除になるということではないのです。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 あくまで本市に住所を有する者ということでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市地域交流センター条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 非常にテクニカルな話なのですが、今回この改正に伴っていろんな条例の別表、手数料の関係のものが出てきたのですが、数字がばらばらになっている。円が入ったり、数字だけであったりと。最初は間違いかなと思って、聞くと上の単位、円といったところと費目のところの単位との関係があるといったことだったので、費目の単位というのを例えば数量とか別のものに変えれば、単位、円と外に出すこともできるので、同じ条例の中で円が入っていたり、円が抜けていたりするとかというところと非常に見るほうとしても見づらいし、今後条例改正をするときに間違いとかがあっても

困るので、この辺今回はこういう形でしたけれども、一回こういうような形をとったら、全部の条例に通ずることなのですが、こういう形でいかないといけないものなのかどうかということなのですけれども、その点お伺いをしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今回の消費税にかかわる部分で、おおむね使用料にかかわる部分を一つの条例として12本の条例を一括したものですから、見た目では非常にアンバランスな部分があるのかなと思っています。それをばらして一つ一つの条例を見たときに基本的には同じ見方ができるように、単位、円で外出しできるのであれば、それにこしたことはないのですが、金額だけではなくて数量ですとか、そういうものが入るものも条例の中にはありますので、それは条例1つずつの形で判断してまいりたいと思っています。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは中身の話ではないので、それはそれぞれの状況によっても変わってくると思いますので、できるだけ見やすいような形で今後統一をしていっていただきたいと思います。

中身については1点だけなのですけれども、26ページ、砂川市公民館条例の一部改正といったところで、今回職員のところの規定が改正されると。現行は、公民館に館長、主事、その他必要な職員を置くという必置規定になっているわけです。今後改正後は、まず館長を置き、主事、その他必要な職員を置くことができるということになっているので、これだけ読むと今後は例えば公民館に館長だけを置いて、ほかの係以下の職員を置かないといったこともできると思うのですけれども、この辺実質的な中身が変わる改正なので、その辺の経緯をもうちょっと詳しく知りたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会教育課長。

○社会教育課長 今崎大三君 公民館条例の一部を改正する条例についてということで、今ご指摘のありました第6条の職員の定めるところでございますけれども、これまでは公民館に館長を置くということでしたけれども、改正後につきましては館長を置き、主事、その他の必要な職員を置くことができるというような形での改正をするところであります。これにつきましては、社会教育法の規定に基づき、職員を置くことができる規定として条文の適正化を図るというようなことで改正をするものであります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 言っている趣旨が、私のほうの聞き違いかもしれないけれども、おもしろい答弁だったのですが、要は法の規定に合わせてこういう規定にするということで、現行体制下において例えば職員の人数が極端に減るとか、そういった支障が出てくるものなのかどうかといったことの確認をしたい。社会教育も大事な生涯学習の一環を担っていたり、子供たちの放課後とか社会活動にかかわる事業がたくさんふえてきていますので、

その辺影響がないのかどうかということだけ確認をさせてください。

○委員長 北谷文夫君 社会教育課長。

○社会教育課長 今崎大三君 教育委員会の事務局の組織規則においては、社会教育の文化学習系の職員2名というような形になっております。その職員が公民館のほうの運営及び事業の実施だとか、公民館の管理に関することを実施する形になりますので、今までと変わらず、影響はないと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほどの提案説明では、少額の金額の場合はそのままというなお話もあったり、地域交流センターでもいいのですけれども、少額というのは大体100円以下というぐらいの解釈でいいのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今回の消費税の改正に当たりましては、現行8%の消費税がかかっているものということで計算をしまして、それを10%にしたところ、やはり円単位ですとか円未満という影響が出ましたので、100円であれば計算しても101円とかになりますので、そこで10円未満は切り捨てますという施設であれば、100円については変わらない。200円についても、その数字までいかなければ変わらないこともありますし、円単位まで求めれば100円以上のものについてかわっていることでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 特に今地域交流センターの使用料を見ているので、午前、午後はそのままなのに、例えば11ページですけれども、控室Aの場合です。ほかにもあるのですけれども、夜間だけになると480円が490円になったりという表になっているのですけれども、これは何で夜間だけ変わるような状態になるのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今ほど話したように、消費税というのはサービスにかかる部分で5%、8%、10%と順次上がってきています。もともとの原価というものをそれぞれの施設においては使用料として持っておりますので、その原価から再計算をしていますので、若干、円単位といたしますか、10円単位のところで1円でそのままのものと9円で落ちるものというのがございまして、大きく数字が出ている部分が10円上がらないにもかかわらず、その値段より低いのが10円上がるという経過があるのですけれども、それは原価を出す。使用料の原価、消費税以外の部分を出してから計算するとそういう計算になってしまう。今出ているのが108分の100という計算ではなくて、まずは施設の使用料の税抜きの価格をもともと施設ごとに持っていますので、それに8%を掛けて今の金額でした。今度は10%掛けたら幾らになるでしょうということをやったものですから、若干逆転現象というか、10円上がるものと上がらないものが金額によって変わることがあるのですけれども、それは技術的な部分で、計算が間違っているわけではございませんの

で、ご承知いただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 自分で計算していないからわからないのですけれども、普通の利用者さんは私たちみたいに現行と改正後というのを比較して料金表を見るわけではないので、多分混乱は起こらないだろうとは思うのですけれども、今のでいくと、控室Aだとか、IT交流室だとか、交流スペースだとかというところも夜間だけが消費税分上がったという見方ができてしまいますよね。午前と午後はそのまま据え置きというような感じに見えてしまうのですが、これは今部長がおっしゃったような計算式に基づいてこうなったということではよろしいのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 そのとおりです。時間に応じて上げる、下げるということは一切しておりませんので、ご理解ください。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 総括質疑で大体理由や何かはわかったのですけれども、具体的に来年とか再来年とかという対象、誰とかというのは全然必要ないのですけれども、いらっしゃるのか、何人ぐらい。もし言えれば、その辺はどうなのかなと思うのですが、お伺いします。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 医師の定年の今後の状況でございますけれども、30年度につきましては該当者はございません。31年度につきましては2名、32年度につきましても2名、33年度は3名となっております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 条例の新旧対照表の9ページになりますけれども、8条なのですが、このところで技能を有するものとして指定した者、以下公認業者というとなっていますが、なかなか公認という意味合いで使っているところは少なく、普通は指定業者となっているのです。公認というと役所が公に認めたという形になって、指定業者とまた意味合いが変わってくるのですけれども、この辺というのは昔の元条例も公認になっていたのですが、今回改正するときに特に意識されるということはなかったのかどうかということなのだと思いますけれども、この辺はいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 排水設備の公認業者ということでございますけれども、砂川市下水道排水設備工事公認業者規則というものがございまして、こちらのほうにある業者をそのままイメージとして使っていましたので、公認というような形で使わせていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 こちらのほうは条例事項ですから、規則にそういったところの規定があったということなのだと思いますけれども、一般的に聞くと公認といった意味合いと、通常工事関係のものっていろんなものを見ても大体指定業者とかとなっているので、公認と指定だったら捉え方というのは結構違うと思うのです。特にうちは8条の中で技能を有するものとして指定した者を公認業者というこの条例での定義を置いているので、直ちにふぐあいは出ないと思うのですけれども、こういった公認業者というような形で企業の方も普通に取引をするときとかに周知できるということになれば、取引先の相手方が考えたときには意味合いというのを勘違いするような可能性もあると思うのですけれども、その辺というのは特に問題が生じないものなのかどうかということなのだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 こちらのところで私ども公認業者というものを使わせてもらっているところは、下水道条例のほうとも合わせていただきまして、その中で排水設備を行う者について市のほうで許可を出すということで、そこで公認という形をとらせていただいておりますので、そう入れているところで、許可というものと中身的には同じなのですけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

あくまでも公認でいく考えでおります。市としてはあくまでも、業者をこの点では別なところで公認という形でやらせていただいておりますので、ここでは公認という形をとらせていただきました。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、技能を有するものとして指定した者と市が条例で書いていますけれども、となると何らかの形で市はその業者がそれなりのスキルを持っているということを公に確認しているという理解でいいのですか。それとも、ただ単に規模とか納入実績とかだけでそういった業者を指定したものにしているのかどうかということなのですけれども、条例の中で公認業者というということなので、先ほども言いましたけれども、大きなふぐあいは出ないと思うのですが、ただ一般的に公認という言い方と指定という言い方では全然受けとめ方が違うので、ただ、今うちの条例がこうなっているから、下水道条例と合わせたという答弁だったのですけれども、その辺特に大きな問題としては原課では考えていないということはわかったのですが、ちょっと手続の確認として、そういった指定をした者に関してというのは市としてどう関与しているのかということなのですけれども、特に関与がないのであれば、それでいいのですけれども、その現況をお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 暫時休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開します。

建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 私ども排水設備を行う者につきましては、国の資格を取っております方に登録していただきまして、それでその方を公認という形をとらせていただいているところがございますので、国の基準の資格を持った方にやっていただくというところで公認という形をとらせていただいているところがございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでしたらわかりましたけれども、次に同じ8条の3項なのですけれども、公認業者の指定その他の公認業者という書き方になっていると、通常考えるとその

他の公認業者の例示が前なのですけれども、公認業者の指定というのは行為ですよ、その他の公認業者というのは法人とか人ですよ、ここがどうつながってくるのかというのが気になるのですけれども、この辺というのはいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 こちらにつきましては、公認業者の指定、その他の公認業者についてはそのほかにも業者の更新だとか、廃止だとかと、そういうようなものがございまして、その部分につきましてはその他の公認業者という形で、指定以外のものにつきましても……

[何事か呼ぶ者あり]

という形で条文整理させていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、先ほども言いましたけれども、公認業者の指定というところが一くくりの単語になるわけですよ。のが入ってしまっているから、指定だけで切るわけにいかないの、後ろのその他の公認業者というのは行為は入っていないですよ。法人、業者とか、人ということですよ。その例示として前にあるのだから、人の例示が行為ということはなかなか想定しにくいのですけれども、これはこういう規定の仕方大丈夫ですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 その他の公認業者というところにつきましては、その後段についております「について必要な事項」までかかるものですから、公認業者の指定と公認業者について必要な事項、その他必要な事項というようなところで、それらについては指定以外のものと考えて条文整理をさせていただきます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、今回改正によって後ろをつけ加えたというのは、公認業者に関しての規定のところ公認業者について必要な事項は市長が、規則だったら規則でいいのですけれども、規則で定めるでよかったのかなと思うのですけれども、この後ろをつけるといったことはどういったことが具体的なものとして想定されるのかということなのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 こちらの規則で定めるというところにつきましては、先ほどご説明申し上げました砂川市下水道排水設備工事公認業者規則というのがございまして、こちらのほうに書いてあるところは、そのほかにも更新だとか廃止だとかというような部分の行為についての規定というところがございます。これにつきましては、下水道条例、こちらのほうの文言とも調整させていただいて、同様な形にさせていただいたところがございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 端的に言うと、今回元条例にこの後ろを付加したのは、下水道条例との整合性を取ったという理解でよろしいですね、そうしたら。

○委員長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今の条例改正、基本的にはそのような整合性もとっております。ですけれども、基本的な考え方といたしましては、指定の部分とその他の公認業者について必要な事項についても規則のほうに記載されておりますので、そのような形をとらせていただいたという形になります。今まででいきますと、公認業者についてのみ規則で定めているような形になっておりますけれども、公認業者の指定、その他の公認業者について必要な事項についても規則で定まっておりますので、そういうような記載にさせていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後に、14ページなのですけれども、監督処分のところで第2号が削除されているのですけれども、これは第2号を削除しても大丈夫なものなのですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 この監督処分のところで、現行のほうにつきましては、この条例の規定による許可または確認となっているのですけれども、確認につきましては既にもう第7条のほうで規定しておりますので、そういうような形で修正させていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 確認のところは、後ろの都市公園条例でも、確認の規定を除いても、この条例に規定する許可に付した条件に違反した者といったところはきちんと残っているわけなのです。ところが、下水道はちょっと先なのですけれども、この個別排水と関係するので、同じようにこの2号を削除してしまっているのですけれども、確認の部分を削除するというのはわかるのですが、許可の申請行為の規定はあって、それとは別に許可をするときにいろんな条件を付するわけなのです。その条件に違反した者に対する措置のことをここでは規定しているわけであって、それは下水道法の元法にもきちんと同じようなことが規定されているのですけれども、今回下水道条例と個別排水の条例で2号だけを削除してしまったというのは、確認のところだけ削除すればよかったのではないのかなと。つまり条例の規定による許可で条件を付して、その条件に違反した者に対して監督処分ができるという規定がそっくり落ちてしまったのですけれども、それで大丈夫ですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 今回第2号を削除した部分につきましては、3号を2号として上げていきまして、そこのところで確認という言葉を入れさせていただいておりますので……

[何事か呼ぶ者あり]

○委員長 北谷文夫君 暫時休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 本日の委員会はこれで終わります。

散会 午後 3時44分